

## 審　査　の　結　果　の　要　旨

氏　　名　　チャン　ティ　チュック　リュウ

本論文は、ベトナムのインフラ事業における Public Private Partnership (PPP)スキームの発展過程を明らかにすることを主眼としている。1993年に発行された BOT Decree は、インフラ事業に外国資本の導入を目的とするものであった。その後、20年余りの間に、PPP 事業に関する制度は、変更を繰り返し、その適用件数も時代によって大きく変動している。本研究は、ベトナムの電力、交通、水道セクターにおける、この間の PPP 事業に関する制度の歴史的変遷とその特徴を明らかにするとともに、PPP 事業の適用件数が変動した要因について分析することを目的としている。

第 1 章は序論であり、本研究の背景、目的とともに、適用した研究手法と本論文の構成を示している。

第 2 章では、文献調査に基づき、世界各国で適用してきたインフラ事業における PPP スキームの特徴を整理するとともに、PPP に関する制度の発展過程に影響を及ぼす要因として、①政治的要因、②法制度、③関係者の特性、④市場特性、⑤経済要因を抽出している。さらに、PPP 事業の成功要因を整理している。

第 3 章では、本研究において用いたデータとその収集方法について示している。2015 年 5 月～6 月と 2016 年 4 月の 2 回の現地調査において、52 人に対して計 47 時間に及ぶインタビューを行うとともに、PPP 事業に関する資料を収集している。また、PPP 事業の実施に関わる報告書、PPP に関するワークショップ資料、各種メディアのプレスリリース等を二次情報として活用している。これらの情報に基づき、PPP 事業の実施プロセスとその関係者を特定するとともに、PPP スキームの歴史的発展過程を明らかにするための政治過程分析を行っている。

第 4 章では、ベトナムの PPP スキームに関する法制度の歴史的変遷を整理している。法制度の歴史は、1993 年から現在までを大きく四つの時代に区分できることを明らかにしている。また、それぞれの時代における制度の特徴を投

資家に対する出資比率の制限、事業者の選定方法、事業計画の承認手続き、事業の監視や審査方法等の観点から分析している。さらに、これらの法制度の変更が、経済環境の変化、過去の実績に基づく経験、指導的政治家の介入等の要因によってもたらされたことを示している。

第5章から第8章では、PPP事業に関する法制度の歴史的変遷から区分された四つの時代、それぞれにおけるPPP事業の適用状況の分析を行っている。2007年以前の黎明期においては、1993年にインフラ事業への外国資本の導入を目的として始まったPPPスキームが国内向けにも適用されたが、実際に実施された事業は、限定的であった。2007年から2010年の変遷第Ⅰ期においては、交通セクターで多数のPPP事業が適用されており、特に、不動産市場のバブル景気の影響で、BTモデルが多くの事業で適用された。2011年から2012年の変遷第Ⅱ期においては、不動産市場のバブルがはじけ、金融機関の貸し渋りの影響や政府の引き締め政策の影響等からPPP事業の適用は大きく減少した。2013年から2015年の変遷第Ⅲ期においては、民間の投資家が発展し、投資家に対する出資比率規制も緩和され、政治家による支援等の影響から、特にBOTモデルによる交通セクターのPPP事業が非常に数多く適用された。

第9章では、20年間のPPP事業の適用状況の変遷を四つの時代、それにおける政治的要因、制度的特徴、関係者の能力、市場環境、経済的要因等の観点から分析を行っている。事業の提案から事業者を選定し、交渉を通して契約に至るPPP事業の実施プロセスにおいて、これらの要因が影響を及ぼすメカニズムを考慮することで、適用状況の変遷を説明可能なことを示している。さらに、ベトナムにおける将来のPPP事業の発展のために、法体系や出資比率に関する制度と事業実施機関における管理体制に関する改善を示唆している。

第10章は、本研究で得られた成果を纏め、結論とともに今後の研究課題を示している。

本研究は、関係者へのインタビュー調査と文献調査により得られた情報に基づき、ベトナムのインフラ事業におけるPPPスキームの歴史的変遷を四つの時代に区分できることを明らかにするとともに、事業の実施プロセスにおける政治的要因、制度的特徴、関係者の能力、市場及び経済環境の変化から、各時代区分における電力・交通・水道セクターのPPP事業の適用状況を説明することに成功しており、学術的貢献は大きいものと認められる。また、PPPスキームの発展過程と事業の実施過程で得られた経験に対する分析から、法制度や事業実施機関の管理体制に関する改善の示唆が得られており、実務的貢献も大きいものと評価される。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。